

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当する事項はない。

2. 重要な会計方針

（１）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法により減価償却を実施している。

②無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法により減価償却を実施している。

③リース資産

（1）所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当法人は、自己所有の固定資産に適用する減価償却法と同一の方法によっている。

（2）所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

当法人は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

（２）引当金の計上基準

①退職給付引当金

当法人は、職員の退職金の支給に備えるため、県社協退職金制度により計算した退職給付引当金を計上している。

②賞与引当金の計上基準

当法人は、職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり、賞与引当金を計上している。

（３）消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

4. 法人で採用する退職給付制度

法人において、職員の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当救済制度及び岩手県社会福祉協議会民間社会福祉事業職員共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

（１）法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）

（２）事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）

当法人は事業区分が単一であるため、事業区分別内訳表を作成していない。

（３）社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

（４）公益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

当法人は公益事業を実施していないため、公益事業拠点区分別内訳表を作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

当法人は収益事業を実施していないため、収益事業拠点区分別内訳表を作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

1. 地域福祉拠点

「法人運営サービス区分」

「福祉センター管理サービス区分」

「共同募金配分金サービス区分」

「予防支援サービス区分」

「在宅福祉サービス区分」

「福祉基金サービス区分」

「資金貸付サービス区分」

2. 介護サービス拠点

「介護支援サービス区分」

「ふれ愛交流館サービス区分」

「訪問介護サービス区分」

「自立支援サービス区分」

「障害者居宅介護支援サービス区分」

3. 児童サービス拠点

「虹の保育園サービス区分」

「地域子育て支援センターサービス区分」

4. 障がいサービス「けやき学園」拠点

「生産活動けやきサービス区分」

「生活介護サービス区分」

「相談支援サービス区分」

5. 障がいサービス「さくら製作所」拠点

「生産活動さくらサービス区分」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	203,452,184		10,988,910	192,463,274
定期預金	1,000,000			1,000,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

8. 担保に供している資産

該当する事項はない。

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	587,586,142	395,122,868	192,463,274
建物	17,945,750	10,614,283	7,331,467
構築物	13,475,175	13,308,017	167,158
機械及び装置	4,519,123	4,519,115	8
車両運搬具	31,480,761	26,749,474	4,731,287
器具及び備品	82,912,766	61,628,696	21,284,070

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

事業未収金及び未収金並びに徴収不能引当金は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	60,176,323		60,176,323
未収金	1,318,453		1,318,453
未収補助金	468,000		468,000
徴収不能引当金		0	

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

12. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

13. 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要

該当する事項はない。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。

計算書類に対する注記（地域福祉拠点用）

1. 重要な会計方針

（１）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。

②無形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。

③リース資産

（1）所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当拠点区分において、自己所有の固定資産に適用する減価償却法と同一の方法によっている。

（2）所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

当拠点区分において、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

（２）引当金の計上基準

①退職給付引当金

当拠点区分において、職員の退職金の支給に備えるため、岩手県社協退職金制度により計算した退職給付引当金を計上している。

②賞与引当金の計上基準

当拠点区分において、職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり、賞与引当金を計上している。

（３）消費税の取扱い

当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 採用する退職給付制度

当拠点において、職員の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当救済制度及び岩手県社会福祉協議会民間社会福祉事業職員共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

（１）地域福祉拠点区分計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

（２）拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙３（⑩））

- １．法人運営
- ２．福祉センター管理
- ３．共同募金配分金
- ４．予防支援
- ５．在宅福祉
- ６．福祉基金
- ７．資金貸付

(3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	184,821,068		8,914,110	175,906,958
定期預金	1,000,000			1,000,000

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	515,564,230	339,657,272	175,906,958
構築物	8,946,000	8,945,999	1
機械及び装置	242,000	241,999	1
車輛運搬具	14,936,038	14,936,033	5
器具及び備品	20,283,614	14,684,402	5,599,212
建物(その他の固定資産)	8,690,000	1,358,836	7,331,464

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

事業未収金及び未収金並びに徴収不能引当金は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	1,005,825		1,005,825
未収金	279,559		279,559
徴収不能引当金		0	

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

12. 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項
該当する事項はない。

計算書類に対する注記（介護サービス拠点用）

1. 重要な会計方針

（１）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。

②無形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。

③リース資産

（1）所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当拠点区分において、自己所有の固定資産に適用する減価償却法と同一の方法によっている。

（2）所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

当拠点区分において、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

（２）引当金の計上基準

①退職給付引当金

当拠点区分において、職員の退職金の支給に備えるため、岩手県社協退職金制度により計算した退職給付引当金を計上している。

②賞与引当金の計上基準

当拠点区分において、職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり、賞与引当金を計上している。

（３）消費税の取扱い

当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 拠点が採用する退職給付制度

当拠点において、職員の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当救済制度及び岩手県社会福祉協議会民間社会福祉事業職員共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

（１）介護サービス拠点区分計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

（２）拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙３（⑪））

１．介護支援

２．ふれ愛交流館

３．訪問介護

４．自立支援

５．障害者居宅介護支援

（３）拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙３（⑩））は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当する事項はない。

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	3,663,438	931,119	2,732,319
器具及び備品	587,944	431,192	156,750

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

事業未収金及び徴収不能引当金は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	10,251,184		10,251,184
未収金	950,994		950,994
徴収不能引当金		0	
未収補助金	117,000		117,000

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

12. 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。

計算書類に対する注記（児童サービス拠点用）

1. 重要な会計方針

（１）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。

②無形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。

③リース資産

（1）所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当拠点区分において、自己所有の固定資産に適用する減価償却法と同一の方法によっている。

（2）所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

当拠点区分において、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

（２）引当金の計上基準

①退職給付引当金

当拠点区分において、職員の退職金の支給に備えるため、岩手県社協退職金制度により計算した退職給付引当金を計上している。

②賞与引当金の計上基準

当拠点区分において、職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり、賞与引当金を計上している。

（３）消費税の取扱い

当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 拠点が採用する退職給付制度

当拠点において、職員の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当救済制度及び岩手県社会福祉協議会民間社会福祉事業職員共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

（１）児童サービス拠点区分計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

（２）拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙３（⑩））

１．虹の保育園

２．地域子育て支援センター

（３）拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙３（⑪））は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当する事項はない。

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当する事項はない。

7. 担保に供している資産
該当する事項はない。

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
構築物	860,475	693,320	167,155
車輛運搬具	3,330,000	1,734,375	1,595,625
器具及び備品	40,577,982	25,618,225	14,959,757

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
事業未収金及び徴収不能引当金は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	31,063,489		31,063,489
未収金	0		0
徴収不能引当金		0	

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当する事項はない。

11. 重要な偶発債務
該当する事項はない。

12. 重要な後発事象
該当する事項はない。

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項
該当する事項はない。

計算書類に対する注記（障がいサービス「けやき学園」拠点用）

1. 重要な会計方針

（１）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。

②無形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。

③リース資産

（1）所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当拠点区分において、自己所有の固定資産に適用する減価償却法と同一の方法によっている。

（2）所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

当拠点区分において、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

（２）引当金の計上基準

①退職給付引当金

当拠点区分において、職員の退職金の支給に備えるため、岩手県社協退職金制度により計算した退職給付引当金を計上している。

②賞与引当金の計上基準

当拠点区分において、職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり、賞与引当金を計上している。

（３）消費税の取扱い

当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 拠点が採用する退職給付制度

当拠点において、職員の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当救済制度及び岩手県社会福祉協議会民間社会福祉事業職員共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

（１）障がいサービス「けやき学園」拠点区分計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

（２）拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙３（⑪））

- １．生産活動けやき
- ２．生活介護
- ３．相談支援

（３）拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙３（⑩））は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	18,400,885		1,891,890	16,508,995

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	47,300,112	30,791,117	16,508,995
建物	9,255,750	9,255,747	3
機械及び装置	4,277,123	4,277,116	7
車輛運搬具	6,855,540	6,452,203	403,337
器具及び備品	19,165,865	18,897,612	268,253

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

事業未収金及び徴収不能引当金は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	13,861,105		13,861,105
徴収不能引当金		0	

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

12. 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。

計算書類に対する注記（障がいサービス「さくら製作所」拠点用）

1. 重要な会計方針

（１）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。

②無形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。

③リース資産

（1）所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当拠点区分において、自己所有の固定資産に適用する減価償却法と同一の方法によっている。

（2）所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

当拠点区分において、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

（２）引当金の計上基準

①退職給付引当金

当拠点区分において、職員の退職金の支給に備えるため、岩手県社協退職金制度により計算した退職給付引当金を計上している。

②賞与引当金の計上基準

当拠点区分において、職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり、賞与引当金を計上している。

（３）消費税の取扱い

当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 拠点が採用する退職給付制度

当拠点において、職員の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当救済制度及び岩手県社会福祉協議会民間社会福祉事業職員共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

（１）障がいサービス「さくら製作所」拠点区分計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

（２）拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙３（⑪））及び拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙３（⑩））は、サービス区分が１つしかないので省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
---------	-------	-------	-------	-------

建物	230,231		182,910	47,321
----	---------	--	---------	--------

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当する事項はない。

7. 担保に供している資産
該当する事項はない。

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	24,721,800	24,674,479	47,321
構築物	3,668,700	3,668,698	2
車両運搬具	2,695,745	2,695,744	1
器具及び備品	2,297,361	1,997,265	300,096

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
事業未収金及び徴収不能引当金は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	3,994,720		3,994,720
徴収不能引当金		0	

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当する事項はない。

11. 重要な後発事象
該当する事項はない。

12. 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項
該当する事項はない。